

新規上場申請のための四半期報告書

(第9期第1四半期)

自2022年4月1日

至2022年6月30日

株式会社シーユーシー

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
3 経営上の重要な契約等	7
第3 提出会社の状況	8
1 株式等の状況	8
(1) 株式の総数等	8
(2) 新株予約権等の状況	12
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	15
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	15
(5) 大株主の状況	16
(6) 議決権の状況	17
2 役員の状況	18
第4 経理の状況	19
1 要約四半期連結財務諸表	20
(1) 要約四半期連結財政状態計算書	20
(2) 要約四半期連結損益計算書及び要約四半期連結包括利益計算書	22
(3) 要約四半期連結持分変動計算書	24
(4) 要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書	26
2 その他	41
第二部 提出会社の保証会社等の情報	42

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸殿
【提出日】	2023年5月18日
【四半期会計期間】	第9期第1四半期（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）
【会社名】	株式会社シーユーシー
【英訳名】	CUC Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 濱口 慶太
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦三丁目1番1号
【電話番号】	03（5005）0808（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 橋本 淳
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦三丁目1番1号
【電話番号】	03（5005）0808（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 橋本 淳

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期 第1四半期 連結累計期間	第9期 第1四半期 連結累計期間	第8期
会計期間	自 2021年4月1日 至 2021年6月30日	自 2022年4月1日 至 2022年6月30日	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
売上収益 (百万円)	5,356	10,136	35,314
税引前四半期利益又は税引前利益 (百万円)	519	1,378	3,622
親会社の所有者に帰属する四半期 (当期)利益 (百万円)	317	913	2,707
親会社の所有者に帰属する四半期 (当期)包括利益 (百万円)	322	1,188	4,723
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	5,056	10,645	9,457
総資産額 (百万円)	28,991	33,566	34,526
親会社の所有者に帰属する基本的1株当 たり四半期(当期)利益 (円)	15.19	43.75	129.68
希薄化後1株当たり四半期(当期)利益 (円)	15.19	43.75	129.68
親会社所有者帰属持分比率 (%)	17.4	31.7	27.4
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△130	△832	6,616
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△386	△633	△1,468
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△181	546	△4,433
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	2,921	3,525	4,355

- (注) 1. 当社は要約四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 上記指標は、国際会計基準（以下「IFRS」という。）により作成された要約四半期連結財務諸表及び連結財務諸表に基づいています。
3. 売上収益には、消費税等は含まれていません。
4. 当社は2023年4月13日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して基本的1株当たり四半期(当期)利益及び希薄化後1株当たり四半期(当期)利益を算定しています。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生はありません。また、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において入手可能な情報に基づいて判断したものです。

当社グループのミッション（使命）は「医療という希望を創る。」です。このミッションに基づき、当社グループは、患者に向けては「患者視点の医療をひとりでも多くの方へ提供できる環境を創る。」、医療機関に向けては「地域に求められ、働きがいのある職場環境を創る。」、そして社会に向けては「医療課題の解決によって健全で持続可能な社会を創る。」ことを目指して様々なサービスを展開しています。

医療機関支援セグメントでは、回復期病床・療養病床を中心とした病院、訪問診療クリニック、透析クリニック、眼科クリニック、小児科クリニック等を運営する医療機関に対して経営支援（経営戦略策定・経営管理支援、マーケティング支援、人材派遣、IT・経理・総務等支援、人事・採用機能支援等の受託に加えて、新規クリニック開設支援、病床転換支援、M&A・PMI支援等の一括サービス）を提供しており、そのサービスを拡大するとともに、支援先医療機関数の増大を目指しています。また、経営支援を提供する支援先医療機関と連携した地方自治体や企業向けのワクチン接種支援サービスを展開しています。

訪問看護セグメントでは、利用者に提供するサービスの質を最重要視した上で居宅訪問看護事業の既存の訪問看護ステーションの利用者拡大に加え、既存エリアの細分化と新規エリアへの訪問看護ステーションの新規開設を併せて行い、居宅の利用者向けに訪問看護を提供していきます。また、在宅ホスピス事業では、入居者に提供するサービスの質を最重要視した上で、既存の在宅ホスピス施設の入居者増加に加え、看取り機能が脆弱な地域を中心に在宅ホスピス施設の新規展開を加速し、より多くの医療依存度の高い（がん末期又は神経難病等を患う）入居者向けに訪問看護及び訪問介護を提供していきます。居宅訪問看護事業において、上記のサービスに加え、在宅治験や健康観察支援サービスも提供しており、新型コロナウイルス感染症により大きな変革が迫られる我が国の医療提供体制に貢献していきます。

今後も医療機関支援セグメントの顧客である支援先医療機関と、当社グループの訪問看護セグメントが連携することにより、各支援先医療機関の病院やクリニック等並びに居宅訪問看護ステーション及び在宅ホスピス施設が位置する地域の地域包括ケアシステムが効率的に運営されるプラットフォームが構築されるよう事業を行っていきます。

(1)財政状態の概況

資産合計は、前連結会計年度末比960百万円減の33,566百万円となりました。流動資産については、主に現金及び現金同等物が830百万円、営業債権及びその他の債権が1,151百万円減少したことにより前連結会計年度末比1,808百万円減の13,345百万円となりました。非流動資産については、主に在宅ホスピス事業で使用する不動産である有形固定資産が578百万円増加したことにより、前連結会計年度末比848百万円増の20,221百万円となりました。

負債合計は、前連結会計年度末比2,161百万円減の22,686百万円となりました。流動負債については、主に営業債務及びその他の債務が1,518百万円、未払法人所得税が1,185百万円減少したことにより前連結会計年度末比2,209百万円減の17,129百万円となりました。非流動負債については、主に繰延税金負債24百万円の増加により前連結会計年度末比48百万円増の5,558百万円となりました。

資本合計は、前連結会計年度末比1,201百万円増の10,880百万円となりました。主に親会社の所有者に帰属する四半期利益913百万円を計上したことにより、利益剰余金が増加したことによります。

(2)経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間の業績は、以下のとおりです。

新規サービスは前連結会計年度より開始した医療機関支援セグメントのワクチン接種支援サービス及び訪問看護セグメントの居宅訪問看護事業における在宅治験及び健康観察支援サービスからなり、それ以外のサービスを既存サービスとしています。全体に占める新規サービスの規模が大きく、また、当該新規サービスは主に新型コロナウ

ウイルス感染症を起因としたサービスであることから、翌連結会計年度以降の見通しが不透明なため、売上収益について新規サービスと既存サービスに分けて記載しています。

また、EBITDAの計算式は次のとおりです。

EBITDA＝営業利益＋減価償却費及び償却費±その他の収益・費用

(当期の業績)

(単位：百万円)

	2022年3月期 第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	2023年3月期 第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	比較増減	
売上収益	5,356	10,136	+4,780	+89.3%
営業利益	545	1,404	+859	+157.8%
税引前四半期利益	519	1,378	+859	+165.6%
四半期利益	320	907	+586	+183.1%
EBITDA	801	1,686	+885	+110.4%

(セグメントの業績)

(単位：百万円)

		2022年3月期 第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	2023年3月期 第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	比較増減	
医療機関支援	セグメント 売上収益	1,944	5,281	+3,338	+171.7%
	セグメント 利益	637	1,006	+368	+57.8%
	EBITDA	740	1,102	+363	+49.0%
訪問看護 (注) 1	セグメント 売上収益	3,189	4,859	+1,670	+52.4%
	セグメント 利益	5	584	+579	-
	EBITDA	155	765	+610	+394.3%
その他	セグメント 売上収益	265	51	△214	△80.8%
	セグメント 利益	36	4	△32	△89.6%
	EBITDA	40	7	△33	△81.4%
調整額 (注) 2	セグメント 売上収益	△41	△56	△15	-
	セグメント 利益	△134	△189	△55	-
合計	セグメント 売上収益	5,356	10,136	+4,780	+89.3%
	セグメント 利益	545	1,404	+859	+157.8%
	EBITDA	801	1,686	+885	+110.4%

(注) 1. 当第1四半期連結累計期間の訪問看護セグメント利益の対前年同期増減率は、1,000%を超えるため、「-」と記載しています。

(注) 2. 調整額は「第4 経理の状況 1 要約四半期連結財務諸表 注記 5. セグメント情報」に記載しているものと同様です。

(既存サービスと新規サービスのセグメント売上収益)

(単位：百万円)

既存・ 新規	セグメント	2022年3月期	2023年3月期	比較増減	
		第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)		
既存サービス	医療機関支援	1,727	2,078	+351	+20.3%
	訪問看護	2,992	3,713	+721	+24.1%
	その他	265	51	△214	△80.8%
	調整額 (注) 2	△41	△56	△15	-
	合計	4,942	5,785	+843	+17.1%
新規サービス (注) 1	医療機関支援	217	3,204	+2,987	-
	訪問看護	197	1,147	+950	+482.9%
	その他	-	-	-	-
	調整額 (注) 2	-	-	-	-
	合計	414	4,350	+3,937	+951.8%
合計	5,356	10,136	+4,780	+89.3%	

(注) 1. 当第1四半期連結累計期間の医療機関支援セグメント利益の対前年同期増減率は、1,000%を超えるため、「-」と記載しています。

(注) 2. 調整額は「第4 経理の状況 1 要約四半期連結財務諸表 注記 5. セグメント情報」に記載しているものと同様です。

当第1四半期連結累計期間の医療機関支援セグメントの既存サービスについては、既存の支援先医療機関のM&A等により、支援先拠点数(期中平均)は前年同期比で23拠点増加しました。これに加えて支援先医療機関の既存事業の拡大により業務受託報酬が増加し、売上収益は2,078百万円(前年同期比20.3%増)となりました。新規サービスであるワクチン接種支援サービスは前連結会計年度の第1四半期はほぼ発生していませんでしたが、当第1四半期連結累計期間は新型コロナウイルス感染症の第7波の影響もあり大幅に伸長し、医療機関支援セグメント全体の売上収益は5,281百万円(前年同期比171.7%増)と大幅に増加しました。

当第1四半期連結累計期間の訪問看護セグメントの既存サービスについては、居宅訪問看護事業及び在宅ホスピス事業で訪問看護サービスを提供する拠点数が前連結会計年度第1四半期末に比べ、それぞれ9拠点、3拠点増加したことに加え、前期に開設した拠点の安定稼働化により、売上収益は3,713百万円(前年同期比24.1%増)となりました。居宅訪問看護事業における新規サービスである在宅治験及び健康観察支援サービスは前連結会計年度第1四半期においてはほぼ発生していませんでしたが、当第1四半期連結累計期間は大きく伸長し、訪問看護セグメント全体の売上収益は4,859百万円(前年同期比52.4%増)と大きく伸長しました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末残高より830百万円減少し、3,525百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、832百万円の支出(前年同期は130百万円の支出)となりました。当第1四半期連結累計期間における税引前四半期利益は1,378百万円である一方、法人所得税の支払額1,682百万円を計上した結果となります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、633百万円の支出(前年同期は386百万円の支出)となりました。有形固定資産の取得による支出619百万円が発生しています。

財務活動によるキャッシュ・フローは、546百万円の収入(前年同期は181百万円の支出)となりました。短期借入金の純増加額748百万円、リース負債の返済による支出201百万円が発生しています。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当第1四半期連結累計期間において、新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)に記載した内容から重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

(7) 経営成績に重要な影響を与える要因

当第1四半期連結累計期間において、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した内容から重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

2023年5月1日付で株式会社三菱UFJ銀行をエージェントとするタームローンを締結しています。

詳細は、「第4 経理の状況 1. 要約四半期連結財務諸表 要約四半期連結財務諸表注記 13. 後発事象」の借入金の借換えをご参照ください。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	991,200
A種種類株式	5,000
A2種種類株式	3,800
計	1,000,000

(注) 2023年1月20日に、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止する旨を臨時株主総会で決議しており、同日に発行可能株式総数は普通株式1,000,000株となります。また、2023年3月29日開催の取締役会決議に基づき、2023年4月13日付で株式分割に伴う定款変更を行い、普通株式の発行可能株式総数は89,000,000株増加し、90,000,000株となっています。

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2022年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2023年5月18日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	104,352	22,630,400	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 単元株式数 100株
A種種類株式	5,000	—	非上場	剰余金の配当を受ける権利及び株主総会における議決権を有しない株式です。 (注) 2、5
A2種種類株式	3,800	—	非上場	剰余金の配当を受ける権利及び株主総会における議決権を有しない株式です。 (注) 2、6
計	113,152	22,630,400	—	—

(注) 1 2023年4月13日の臨時株主総会決議により、2023年4月13日付で株式を譲渡によって取得するには、取締役会の承認を受けなければならない旨の定款の定めを廃止しています。

2 2022年10月31日開催の取締役会においてA種種類株式、A2種種類株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2022年11月17日付で自己株式として取得し、対価としてA種種類株式、A2種種類株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しています。また、当社が取得した当該種類株式のすべてについて、同日付で消却しております。なお、当社は2023年1月20日の臨時株主総会により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しています。

3 2023年3月29日開催の取締役会決議により、2023年4月13日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数が22,517,248株増加して、22,630,400株となっています。

4 2023年4月13日の臨時株主総会決議により、2023年4月13日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。5 A種種類株式の内容は以下のとおりです。

1. 議決権

A種種類株式の保有者(以下「A種種類株主」という。)は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

2. 金銭と引換えにする取得請求権

(1) A種種類株主は、当会社に対し、平成32年3月24日(以下「基準日」という。)以降いつでも、その有する

A種種類株式の全部を取得することを請求することができるものとし、当社は、A種種類株式を取得するのと引き換えに、当該請求を受けた日における会社法第461条第2項の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該請求を受けた日に、当該A種種類株主に対し、A種種類株式1株につきA種償還価額(取得請求権)(次号で定める。)の金銭を交付する。なお、分配可能額を超えてA種種類株主から取得請求があった場合、取得すべきA種種類株式は取得請求される株数に応じた按分比例の方法により決定する。

- (2) A種償還価額(取得請求権)は、前号の請求の対象となっているA種種類株式ごとに、(i) (a) 当該A種種類株式の発行日の属する事業年度(当該事業年度を含む。)から前号の請求がなされた日における最終事業年度(当該事業年度を含む。)までの間の各事業年度に係る損益計算書上の当期純利益又は当期純損失それぞれにつき、(ア)1.25を乗じ、(イ)当該各事業年度末日における当社の発行済株式(但し、自己株式を除く。)の総数(但し、当該各事業年度の末日の翌日以降に株式の分割又は併合を行う場合には、当該各事業年度末日における当社の発行済株式の総数は、株式分割・株式併合の比率に応じて調整されるものとする。)で除し、これにより算出される額の合計額から、(b) 当該A種種類株式の発行日から前号の請求がなされた日までの間に当該A種種類株式について行われた剰余金の配当の額(但し、剰余金の配当が行われた後に株式の分割又は併合を行う場合には、当該剰余金の配当の額は、株式分割・株式併合の比率に応じて調整されるものとする。)の合計額を控除した額(但し、(a)から(b)を控除した額が零未満である場合にあっては零)に、(ii) 当該A種種類株式の1株当たり払込金額(但し、新たに発行した際の払込金額を意味し、また、当該A種種類株式発行後に株式の分割又は併合を行う場合には、当該A種種類株式の1株当たり払込金額は、株式分割・株式併合の比率に応じて調整されるものとする。)を加えた額とする。但し、A種償還価額(取得請求権)については、円単位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

3. 金銭と引換えにする取得条項

- (1) 当社は、基準日以降で、且つ、(i) A種種類株主がその保有するA種種類株式の発行日において当社の取締役又は使用人の身分を有している場合には、当該A種種類株主がかかる身分をいずれも有していない状況が基準日以降のいずれかの時点において生じた場合、又は(ii) A種種類株主が、その保有するA種種類株式の発行日において、当社の取締役又は使用人の身分をいずれも有していない場合であって、いずれかの提携医療法人(当会社との間で、当該A種種類株式の発行の前後を問わず、人事労務支援、経営管理支援、経営戦略支援及びIT業務支援に係る業務を発行会社に対して委託する旨の契約を締結し、且つ、その時々において有効に当該契約が存続している医療法人を意味する。以下同じ。なお、疑義を避けるために付言すると、一旦締結された当該契約が失効した場合、その失効の理由の如何を問わず、当該失効に係る当該契約を締結していた医療法人は、当該失効の時以降、提携医療法人から除外されるものとする。)において理事の地位を有している場合には、当該A種種類株主が提携医療法人のいずれにおいても理事の身分を有していない状況が基準日以降のいずれかの時点において生じた場合には、それ以降いつでも、取締役会が別に定める日をもって、法令上可能な範囲で、当該A種種類株主が保有するA種種類株式の全部又は一部を取得することができるものとし、当社は、A種種類株式を取得するのと引き換えに、当該A種種類株主に対し、A種種類株式1株につきA種償還価額(取得条項)(本項第3号で定義する。以下同じ。)の金銭を交付する。なお、A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。
- (2) 当社は、前号の規定にかかわらず、エムスリー株式会社の保有する当社の議決権の数が当社の総議決権の過半数未満となる株式譲渡が当社の取締役会において承認決議された場合には、それ以降いつでも、取締役会が別に定める日をもって、法令上可能な範囲で、A種種類株主が保有するA種種類株式の全部又は一部を取得することができるものとし、当社は、A種種類株式を取得するのと引き換えに、当該A種種類株主に対し、A種種類株式1株につきA種償還価額(取得条項)の金銭を交付する。なお、A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。
- (3) A種償還価額(取得条項)は、本項第1号又は前号に従って取得の対象となっているA種種類株式ごとに、(i) (a) 当該A種種類株式の発行日の属する事業年度(当該事業年度を含む。)から本項第1号又は前号に従って当該A種種類株式を取得する日における最終事業年度(当該事業年度を含む。)までの間の各事業年度に係る損益計算書上の当期純利益又は当期純損失それぞれにつき、(ア)1.25を乗じ、(イ)当該各事業年度末日における当社の発行済株式(但し、自己株式を除く。)の総数(但し、当該各事業年度の末日の翌日以降に株式の分割又は併合を行う場合には、当該各事業年度末日における当社の発行済株式の総数は、株式分割・株式併合の比率に応じて調整されるものとする。)で除し、これにより算出される額の合計額から、(b) 当該A種種類株式の発行日から本項第1号又は前号に従って当該A種種類株式を取得する日までの間に当該A種種類株式について行われた剰余金の配当の額(但し、剰余金の配当が行われた後に株式の分割又は併合を行う場合には、当該剰余金の配当の額は、株式分割・株式併合の比率に応じて調整されるものとする。)の合計額を控除した額(但し、(a)から(b)を控除した額が零未

満である場合にあっては零)に、(ii)当該A種種類株式の1株当たり払込金額(但し、新たに発行した際の払込金額を意味し、また、当該A種種類株式発行後に株式の分割又は併合を行う場合には、当該A種種類株式の1株当たり払込金額は、株式分割・株式併合の比率に応じて調整されるものとする。)を加えた額とする。但し、A種償還価額(取得条項)については、円単位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

- (4) 当社は、本項第2号の規定にかかわらず、(i) A種種類株主がその保有するA種種類株式の発行日において当社の取締役又は使用人の身分を有している場合には、当該A種種類株主がかかる身分をいずれも有していない状況が当該A種種類株式の発行日(同日を含む。)から基準日の前日(同日を含む。)までの間のいずれかの時点において生じた場合、又は(ii) A種種類株主が、その保有するA種種類株式の発行日において、当社の取締役又は使用人の身分をいずれも有していない場合であって、いずれかの提携医療法人において理事の地位を有している場合には、当該A種種類株主が提携医療法人のいずれにおいても理事の身分を有していない状況が当該A種種類株式の発行日(同日を含む。)から基準日の前日(同日を含む。)までの間のいずれかの時点において生じた場合には、それ以降いつでも、取締役会が別に定める日をもって、法令上可能な範囲で、当該A種種類株主が保有するA種種類株式の全部又は一部を取得することができるものとし、当社は、A種種類株式を取得するのと引き換えに、当該A種種類株主に対し、A種種類株式1株につき当該A種種類株式1株当たりの払込金額(但し、新たに発行した際の払込金額を意味し、また、当該A種種類株式発行後に株式の分割又は併合を行う場合には、当該A種種類株式1株当たりの払込金額は、株式分割・株式併合の比率に応じて調整されるものとする。また、当該調整においては、円単位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。)の金銭を交付する。なお、A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

4. 普通株式と引換えにする取得条項

当社は、(1) エムスリー株式会社の保有する当社の議決権の数が当社の総議決権の80%未満となった場合、(2) エムスリー株式会社の保有する当社の議決権の数が80%未満となる新株発行又は株式譲渡が当社の取締役会において承認決議された場合、又は(3) 当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場の申請を行うことが取締役会において承認決議され、且つ、株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会が別に定める日をもって、発行済のA種種類株式の全部を取得することができるものとし、当社は、A種種類株式を取得するのと引き換えに、当該A種種類株主に対し、A種種類株式1株につき当社の普通株式1株を交付する。

6 A2種種類株式の内容は以下のとおりであります。

1. 議決権

A2種種類株式の保有者(以下「A2種種類株主」という。)は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

2. 金銭と引換えにする取得請求権

- (1) A2種種類株主は、当社に対し、平成32年3月24日(以下「基準日」という。)以降いつでも、その有するA2種種類株式の全部を取得することを請求することができるものとし、当社は、A2種種類株式を取得するのと引き換えに、当該請求を受けた日における会社法第461条第2項の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該請求を受けた日に、当該A2種種類株主に対し、A2種種類株式1株につきA2種償還価額(取得請求権)(次号で定める。)の金銭を交付する。なお、分配可能額を超えてA2種種類株主から取得請求があった場合、取得すべきA2種種類株式は取得請求される株数に応じた按分比例の方法により決定する。
- (2) A2種償還価額(取得請求権)は、前号の請求の対象となっているA2種種類株式ごとに、(i) (a) 当該A2種種類株式の発行日の属する事業年度(当該事業年度を含む。)から前号の請求がなされた日における最終事業年度(当該事業年度を含む。)までの間の各事業年度に係る損益計算書上の当期純利益又は当期純損失それぞれにつき、(ア)1.25を乗じ、(イ)当該各事業年度末日における当社の発行済株式(但し、自己株式を除く。)の総数(但し、当該各事業年度の末日の翌日以降に株式の分割又は併合を行う場合には、当該各事業年度末日における当社の発行済株式の総数は、株式分割・株式併合の比率に応じて調整されるものとする。)で除し、これにより算出される額の合計額から、(b) 当該A2種種類株式の発行日から前号の請求がなされた日までの間に当該A2種種類株式について行われた剰余金の配当の額(但し、剰余金の配当が行われた後に株式の分割又は併合を行う場合には、当該剰余金の配当の額は、株式分割・株式併合の比率に応じて調整されるものとする。)の合計額を控除した額(但し、(a)から(b)を控除した額が零未満である場合にあっては零)に、(ii) 当該A2種種類株式の1株当たり払込金額(但し、新たに発行した際の払込金額を意味し、また、当該A2種種類株式発行後に株式の分割又は併合を行う場合には、当該A2種種類株式の1株当たり払込金額は、株式分割・株式併合の比率に応じて調整されるものとする。)を加えた額とする。但し、A2種償還価額(取得請求権)については、円単位未満小数第1位まで算出し、その小数第1

位を四捨五入する。

3. 金銭と引換えにする取得条項

- (1) 当社は、基準日以降で、且つ、(i) A 2 種種類株主がその保有する A 2 種種類株式の発行日において当社の取締役又は使用人の身分を有している場合には、当該 A 2 種種類株主がかかる身分をいずれも有していない状況が基準日以降のいずれかの時点において生じた場合、又は(ii) A 2 種種類株主が、その保有する A 2 種種類株式の発行日において、当社の取締役又は使用人の身分をいずれも有していない場合であって、いずれかの提携医療法人(当社との間で、当該 A 2 種種類株式の発行の前後を問わず、人事労務支援、経営管理支援、経営戦略支援及びIT業務支援に係る業務を発行 会社に対して委託する旨の契約を締結し、且つ、その時々において有効に当該契約が存続している医療法人を意味する。以下同じ。なお、疑義を避けるために付言すると、一旦締結された当該契約が失効した場合、その失効の理由の如何を問わず、当該失効に係る当該契約を締結していた医療法人は、当該失効の時以降、提携医療法人から除外されるものとする。)において理事の地位を有している場合には、当該 A 2 種種類株主が提携医療法人のいずれにおいても理事の身分を有していない状況が基準日以降のいずれかの時点において生じた場合には、それ以降いつでも、取締役会が別に定める日をもって、法令上可能な範囲で、当該 A 2 種種類株主が保有する A 2 種種類株式の全部又は一部を取得することができるものとし、当社は、A 2 種種類株式を取得するのと引き換えに、当該 A 2 種種類株主に対し、A 2 種種類株式 1 株につき A 2 種償還価額(取得条項)(本項第 3 号で定義する。以下同じ。)の金銭を交付する。なお、A 2 種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。
- (2) 当社は、前号の規定にかかわらず、エムスリー株式会社の保有する当社の議決権の数が当社の総議決権の過半数未満となる株式譲渡が当社の取締役会において承認決議された場合には、それ以降いつでも、取締役会が別に定める日をもって、法令上可能な範囲で、A 2 種種類株主が保有する A 2 種種類株式の全部又は一部を取得することができるものとし、当社は、A 2 種種類株式を取得するのと引き換えに、当該 A 2 種種類株主に対し、A 2 種種類株式 1 株につき A 2 種償還価額(取得条項)の金銭を交付する。なお、A 2 種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。
- (3) A 2 種償還価額(取得条項)は、本項第 1 号又は前号に従って取得の対象となっている A 2 種種類株式ごとに、(i) (a) 当該 A 2 種種類株式の発行日の属する事業年度(当該事業年度を含む。)から本項第 1 号又は前号に従って当該 A 2 種種類株式を取得する日における最終事業年度(当該事業年度を含む。)までの間の各事業年度に係る損益計算書上の当期純利益又は当期純損失それぞれにつき、(ア) 1.25 を乗じ、(イ) 当該各事業年度末日における当社の発行済株式(但し、自己株式を除く。)の総数(但し、当該各事業年度の末日の翌日以降に株式の分割又は併合を行う場合には、当該各事業年度末日における当社の発行済株式の総数は、株式分割・株式併合の比率に応じて調整されるものとする。)で除し、これにより算出される額の合計額から、(b) 当該 A 2 種種類株式の発行日から本項第 1 号又は前号に従って当該 A 2 種種類株式を取得する日までの間に当該 A 2 種種類株式について行われた剰余金の配当の額(但し、剰余金の配当が行われた後に株式の分割又は併合を行う場合には、当該剰余金の配当の額は、株式分割・株式併合の比率に応じて調整されるものとする。)の合計額を控除した額(但し、(a) から (b) を控除した額が零未満である場合にあっては零)に、(ii) 当該 A 2 種種類株式の 1 株当たり払込金額(但し、新たに発行した際の払込金額を意味し、また、当該 A 2 種種類株式発行後に株式の分割又は併合を行う場合には、当該 A 2 種種類株式の 1 株当たり払込金額は、株式分割・株式併合の比率に応じて調整されるものとする。)を加えた額とする。但し、A 2 種償還価額(取得条項)については、円単位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。
- (4) 当社は、本項第 2 号の規定にかかわらず、(i) A 2 種種類株主がその保有する A 2 種種類株式の発行日において当社の取締役又は使用人の身分を有している場合には、当該 A 2 種種類株主がかかる身分をいずれも有していない状況が当該 A 2 種種類株式の発行日(同日を含む。)から基準日の前日(同日を含む。)までの間のいずれかの時点において生じた場合、又は(ii) A 2 種種類株主が、その保有する A 2 種種類株式の発行日において、当社の取締役又は使用人の身分をいずれも有していない場合であって、いずれかの提携医療法人において理事の地位を有している場合には、当該 A 2 種種類株主が提携医療法人のいずれにおいても理事の身分を有していない状況が当該 A 2 種種類株式の発行日(同日を含む。)から基準日の前日(同日を含む。)までの間のいずれかの時点において生じた場合には、それ以降いつでも、取締役会が別に定める日をもって、法令上可能な範囲で、当該 A 2 種種類株主が保有する A 2 種種類株式の全部又は一部を取得することができるものとし、当社は、A 2 種種類株式を取得するのと引き換えに、当該 A 2 種種類株主に対し、A 2 種種類株式 1 株につき当該 A 2 種種類株式 1 株当たりの払込金額(但し、新たに発行した際の払込金額を意味し、また、当該 A 2 種種類株式発行後に株式の分割又は併合を行う場合には、当該 A 2 種種類株式 1 株当たりの払込金額は、株式分割・株式併合の比率に応じて調整されるものとする。また、当該調整においては、円単位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。)の金銭

を交付する。なお、A2種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

4. 普通株式と引換えにする取得条項

当社は、(1) エムスリー株式会社の保有する当社の議決権の数が当社の総議決権の80%未満となった場合、(2) エムスリー株式会社の保有する当社の議決権の数が80%未満となる新株発行又は株式譲渡が当社の取締役会において承認決議された場合、又は(3) 当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場の申請を行うことが取締役会において承認決議され、且つ、株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会が別に定める日をもって、発行済のA2種類株式の全部を取得することができるものとし、当社は、A2種類株式を取得するのと引き換えに、当該A2種類株式株主に対し、A2種類株式1株につき当社の普通株式1株を交付する。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

取締役会の決議年月日	2022年7月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社グループ役員等 合計29
新株予約権の数(個) ※	2,988
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 2,988[597,600]
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	273,008[1,366]
新株予約権の行使期間※	自 2022年8月22日 至 2032年8月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 281,198[1,406] 資本組入額 140,599[703]
新株予約権の行使の条件※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 3

※新株予約権付与時点(2022年8月22日)における内容を記載しています。なお、新株予約権付与時点から提出日の前月末現在(2023年4月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については新株予約権付与時点における内容から変更はありません。

- (注) 1. 2022年6月1日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストック・オプション(新株予約権)の付与に関する決議を行い、上限を2,988個とする旨決議され、2022年7月26日の取締役会決議に基づき、2022年8月22日に新株予約権2,988個を付与しています。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、新株予約権付与時点は1株、提出日の前月末現在は200株です。
3. 新株予約権1個につき8,190円で有償発行しています。
4. 第1回新株予約権の詳細条件は以下のとおりです。

第1回新株予約権の詳細条件

(a) 割り当てる新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式2,988株を新株予約権の目的となる株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(b) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に(a)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、273,008円とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、

1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

更に、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(c) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から10年間とする。ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合には、その前営業日を権利行使の最終日とする。

(d) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(e) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(f) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役員、従業員、社外協力者その他これに準じる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは当社が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は原則認めないものとする。ただし、新株予約権者が2025年3月期の決算承認の株主総会日以降に死亡した場合、その相続人のうち1名は、本新株予約権の未行使分につき全部を単独で相続する場合に限り、本新株予約権を承継できるものとし、上記(f)①の規定にかかわらず、本新株予約権を単独で相続したことを証明する書面として当社が指定する書面(除籍謄本、遺産分割協議書、相続人全員の同意書等)を本新株予約権の行使請求書に添付することを条件として、新株予約権者の死亡の日から起算して1年を経過する日と行使期間の満了日のいずれか早い日の到来までの間に限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた本新株予約権を一括してのみ行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥ その他に、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定める(i)業績条件、及び(ii)株価条件により新株予約権の行使は制限される。(i)業績条件として、新株予約権者は2023年3月期から2025年

3月期の、当社の連結売上高及び連結EBITDA（当社連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書における減価償却費及び償却費を加算した額）の累計がそれぞれ「新株予約権割当契約書」に定められた目標水準を満たした場合に限り、新株予約権を行使することができることを定めている。また、(ii)株価条件として、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて、行使価格を下回る価格を対価として当社普通株式又は新株予約権が、発行又は取引された場合には、残存するすべての新株予約権を行使することができないことを定めている。

(g) 新株予約権の取得事由

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

(h) 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（a）に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（b）で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記（c）に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記（c）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

前記（f）に準じて決定する。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記（d）に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

前記（g）に準じて決定する。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2022年4月1日～ 2022年6月30日	—	普通株式 104,352 A種種類株式 5,000 A2種種類株 式 3,800	—	1,063	—	1,063

(注) 2023年3月29日開催の取締役会決議により、2023年4月13日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数が22,517,248株増加して、22,630,400株となっています。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種種類株式 5,000 A2種種類株式 3,800	—	(注) 1
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 104,352	104,352	権利内容に何ら限定のない当社における標準的な株式です。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	113,152	—	—
総株主の議決権	—	104,352	—

(注) 1 「無議決権株式」欄のA種種類株式及びA2種種類株式の内容については、第3【提出会社の状況】 1【株式等の状況】(1)【株式の総数等】 ②【発行済株式】の内容に記載しています。

- 2022年10月31日開催の取締役会においてA種種類株式、A2種種類株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2022年11月17日付で自己株式として取得し、対価としてA種種類株式、A2種種類株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しています。また、当社が取得した当該種類株式のすべてについて、同日付で消却しています。なお、当社は2023年1月20日の臨時株主総会により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しています。
- 2023年3月29日開催の取締役会決議により、2023年4月13日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行うとともに、2023年4月13日の臨時株主総会決議により、2023年4月13日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しています。これに伴い、提出日現在において、完全議決権株式(自己株式等)の株式数は普通株式675,000株、完全議決権株式(その他)の株式数は普通株式21,955,400株、議決権の数は219,554個、発行済株式総数の株式数22,630,400株、総株主の議決権の議決権の数は219,554個となっています。

② 【自己株式等】

2022年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社シーユーシー	東京都中央区東日本橋一丁目1番7号 (注) 2	A種種類株式 3,100 A2種種類株式 165	—	3,265	2.89
計	—	3,265	—	3,265	2.89

- (注) 1 2022年9月30日にA種種類株式100株、A2種種類株式10株を取得し、2022年10月31日開催の取締役会においてA種種類株式、A2種種類株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2022年11月17日付で自己株式として取得し、対価としてA種種類株式、A2種種類株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しています。2023年3月29日開催の取締役会決議により、2023年4月13日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っています。これにより、所有する自己株式数は671,625株増加し、普通株式675,000株となっています。
- 2023年2月1日付で東京都港区へ移転しています。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 要約四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成しています。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期連結会計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。

1 【要約四半期連結財務諸表】

(1) 【要約四半期連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2022年6月30日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物	11	4,355	3,525
営業債権及びその他の債権	11	10,515	9,363
棚卸資産		47	71
その他の金融資産	11	22	143
その他の流動資産		214	243
流動資産合計		15,153	13,345
非流動資産			
有形固定資産		3,044	3,622
使用権資産		3,637	3,709
のれん		4,403	4,510
無形資産		2,666	2,629
投資不動産		1,978	2,020
繰延税金資産		269	292
その他の金融資産	11	3,343	3,401
その他の非流動資産		33	38
非流動資産合計		19,373	20,221
資産合計		34,526	33,566

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2022年6月30日)
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務	11	3,946	2,428
借入金	11	10,684	11,432
リース負債		690	737
預り金		563	460
未払法人所得税		1,681	496
契約負債		6	6
その他の金融負債	11	376	440
その他の流動負債		1,391	1,129
流動負債合計		19,338	17,129
非流動負債			
リース負債		3,527	3,529
退職給付に係る負債		152	162
繰延税金負債		1,532	1,555
その他の金融負債	11	76	77
その他の非流動負債		222	235
非流動負債合計		5,509	5,558
負債合計		24,847	22,686
資本			
資本金	7	1,049	1,049
資本剰余金		1,025	1,025
利益剰余金		5,290	6,203
その他の資本の構成要素		2,094	2,369
親会社の所有者に帰属する持分合計		9,457	10,645
非支配持分		222	235
資本合計		9,679	10,880
負債及び資本合計		34,526	33,566

(2) 【要約四半期連結損益計算書及び要約四半期連結包括利益計算書】

【要約四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	注記	前第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)
売上収益	5, 9	5, 356	10, 136
売上原価		2, 986	6, 348
売上総利益		2, 370	3, 788
販売費及び一般管理費		1, 828	2, 372
その他の収益		7	10
その他の費用		4	21
営業利益		545	1, 404
金融収益		6	7
金融費用		32	33
税引前四半期利益		519	1, 378
法人所得税費用		199	471
四半期利益		320	907
四半期利益の帰属			
親会社の所有者		317	913
非支配持分		3	△6
四半期利益		320	907
1株当たり四半期利益			
基本的1株当たり四半期利益(円)	10	15.19	43.75
希薄化後1株当たり四半期利益(円)	10	15.19	43.75

【要約四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

注記	前第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)
四半期利益	320	907
その他の包括利益		
純損益に振り替えられることのない項目		
公正価値で測定する金融資産の公正価値 の純変動	-	78
純損益に振り替えられることのない項目 合計	-	78
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額	4	217
純損益に振り替えられる可能性のある項目 合計	4	217
税引後その他の包括利益	4	295
四半期包括利益	325	1,201
四半期包括利益の帰属		
親会社の所有者	322	1,188
非支配持分	3	13
四半期包括利益	325	1,201

(3) 【要約四半期連結持分変動計算書】

前第1四半期連結累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）

(単位：百万円)

注記	親会社の所有者に帰属する持分			その他の資本の構成要素
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	在外営業活動体の換算差額
2021年4月1日残高	1,049	1,025	2,580	83
四半期利益	-	-	317	-
その他の包括利益	-	-	-	5
四半期包括利益合計	-	-	317	5
2021年6月30日残高	1,049	1,025	2,897	88

注記	親会社の所有者に帰属する持分				資本合計
	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	合計	合計	非支配持分	
2021年4月1日残高	△2	81	4,734	611	5,345
四半期利益	-	-	317	3	320
その他の包括利益	-	5	5	△1	4
四半期包括利益合計	-	5	322	3	325
2021年6月30日残高	△2	85	5,056	614	5,669

当第1四半期連結累計期間（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）

（単位：百万円）

注記	親会社の所有者に帰属する持分			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の資本の構成要素 在外営業活動体の 換算差額
2022年4月1日残高	1,049	1,025	5,290	358
四半期利益	-	-	913	-
その他の包括利益	-	-	-	198
四半期包括利益合計	-	-	913	198
2022年6月30日残高	1,049	1,025	6,203	555

注記	親会社の所有者に帰属する持分				
	その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産	合計	合計	非支配持分	資本合計
2022年4月1日残高	1,736	2,094	9,457	222	9,679
四半期利益	-	-	913	△6	907
その他の包括利益	78	275	275	19	295
四半期包括利益合計	78	275	1,188	13	1,201
2022年6月30日残高	1,814	2,369	10,645	235	10,880

(4) 【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

注記	前第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期利益	519	1,378
減価償却費及び償却費	258	270
金融収益	△6	△7
金融費用	32	33
営業債権及びその他の債権の増減額 (△は増加)	△949	1,168
棚卸資産の増減額 (△は増加)	22	△21
営業債務及びその他の債務の増減額 (△は減少)	334	△1,525
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△35	△104
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	87	△394
その他	10	66
小計	272	864
利息及び配当金の受取額	6	7
利息の支払額	△32	△20
法人所得税の支払額	△377	△1,682
営業活動によるキャッシュ・フロー	△130	△832
投資活動によるキャッシュ・フロー		
公正価値で測定する金融資産の売却による収入	200	-
有形固定資産の取得による支出	△4	△619
無形資産の取得による支出	△1	△7
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	6 △600	-
敷金・保証金の差入による支出	△7	△19
敷金・保証金の返還による収入	2	14
貸付による支出	△1	△2
貸付金の回収による収入	25	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△386	△633
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額	△1	748
リース負債の返済による支出	△180	△201
財務活動によるキャッシュ・フロー	△181	546
現金及び現金同等物に係る換算差額	3	88
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△694	△830
現金及び現金同等物の期首残高	3,615	4,355
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,921	3,525

【要約四半期連結財務諸表注記】

1. 報告企業

株式会社シーユーシー（以下「当社」という。）は日本に所在する株式会社です。本社の住所は東京都港区芝浦三丁目1番1号です。本要約四半期連結財務諸表は、2022年6月30日を期末日とし、当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）により構成されています。当社の親会社はエムスリー株式会社です。

当社グループの事業内容は、医療機関支援事業、居宅訪問看護事業、在宅ホスピス事業、その他事業です。各事業の内容については注記「5. セグメント情報」に記載しています。

2. 作成の基礎

(1) 要約四半期連結財務諸表がIFRSに準拠している旨の記載

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成しています。

なお、要約四半期連結財務諸表は、年度の連結財務諸表で要求されているすべての情報を含んでいないため、前連結会計年度の連結財務諸表と併せて利用されるべきものです。本要約四半期連結財務諸表は、2023年5月11日に代表取締役によって承認されています。

(2) 測定の基礎

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、公正価値で測定されている特定の金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しています。

(3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、百万円未満を四捨五入して表示しています。

3. 重要な会計方針

本要約四半期連結財務諸表の作成に適用した重要な会計方針は、前連結会計年度の連結財務諸表において適用した会計方針と同一です。

なお、要約四半期連結財務諸表における法人所得税費用は、見積平均年次実効税率を用いて算定しています。

4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

要約四半期連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されています。実際の業績は、これらの見積り及び仮定とは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った要約四半期連結財務諸表の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは、前連結会計年度の連結財務諸表と同様です。

5. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、「医療機関支援」及び「訪問看護」の2つを報告セグメントとしています。

「医療機関支援」は、経営戦略支援、経営管理支援、人事労務支援等を主な支援メニューとした医療機関に対する各種運営サポートを行っています。「訪問看護」は、訪問看護ステーション、在宅ホスピスの運営等の訪問看護サービスを提供しています。当社グループは、提供するサービス及び長期平均利益率等の経済的特徴の類似性を考慮し、居宅訪問看護事業及び在宅ホスピス事業を集約し「訪問看護」を報告セグメントとしています。

(2) 報告セグメントに関する情報

報告セグメントの会計方針は、注記「3. 重要な会計方針」で記載している当社グループの会計方針と同一です。

なお、報告セグメント間の売上収益は、市場実勢価格に基づいています。

前第1四半期連結累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	要約四半 期連結財 務諸表
	医療機関 支援	訪問看護	計				
売上収益							
外部収益	1,902	3,189	5,091	265	5,356	-	5,356
セグメント間収益	41	-	41	-	41	△41	-
合計	1,944	3,189	5,132	265	5,397	△41	5,356
セグメント利益(注) 3	637	5	642	36	678	△134	545
金融収益	-	-	-	-	-	-	6
金融費用	-	-	-	-	-	-	32
税引前四半期利益	-	-	-	-	-	-	519
四半期利益	-	-	-	-	-	-	320
その他の項目							
減価償却費及び償却費	103	152	255	4	259	-	259

(注) 1. その他の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、調剤薬局サービス、眼科材料及び眼鏡用品の販売サービス等を含んでいます。

2. 調整額は以下のとおりです。

セグメント利益の調整額△134百万円は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費等です。

3. セグメント利益は、要約四半期連結損益計算書の営業利益と一致しています。

当第1四半期連結累計期間（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	要約四半 期連結財 務諸表
	医療機関 支援	訪問看護	計				
売上収益							
外部収益	5,226	4,859	10,085	51	10,136	-	10,136
セグメント間収益	56	-	56	-	56	△56	-
合計	5,281	4,859	10,141	51	10,191	△56	10,136
セグメント利益(注) 3	1,006	584	1,590	4	1,593	△189	1,404
金融収益	-	-	-	-	-	-	7
金融費用	-	-	-	-	-	-	33
税引前四半期利益	-	-	-	-	-	-	1,378
四半期利益	-	-	-	-	-	-	907
その他の項目							
減価償却費及び償却費	84	182	266	4	270	-	270

(注) 1. その他の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、調剤薬局サービス、眼科材料及び眼鏡用品の販売サービス等を含んでいます。

2. 調整額は以下のとおりです。

セグメント利益の調整額△189百万円は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費等です。

3. セグメント利益は、要約四半期連結損益計算書の営業利益と一致しています。

6. 企業結合

前第1四半期連結累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）

(1) 企業結合の概要

- ① 被取得企業の名称及びその事業の内容
 被取得企業の名称 株式会社メディカルパイロット
 事業の内容 医療機関支援サービス
- ② 取得日
 2021年4月1日
- ③ 取得した議決権付資本持分の割合
 100%
- ④ 企業結合を行った主な理由
 株式会社メディカルパイロットは医療機関に対する経営支援サービスを行っており、今後の医療機関支援サービスの規模の拡大による効率化を図り、競争力を高めるためです。
- ⑤ 被取得企業の支配の獲得方法
 現金を対価とする株式取得

(2) 取得日現在における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値

（単位：百万円）

	金額
支払対価の公正価値（現金）	600
取得資産及び引受負債の公正価値	
流動資産	0
非流動資産	516
取得資産及び引受負債の公正価値	516
のれん	84

当該企業結合に係る取得関連費用は4百万円であり、すべて要約四半期連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しています。

当該企業結合により生じたのれんの主な内容は、個別に認識要件を満たさない、取得から生じることが期待される既存事業とのシナジー効果と超過収益力です。

なお、のれんについて、税務上損金算入を見込んでいる金額は84百万円です。

のれん以外の無形資産に配分した金額は516百万円であり、内容はカスタマーリストです。カスタマーリストは20年で均等償却しています。

(3) 取得に伴うキャッシュ・フロー

（単位：百万円）

	金額
取得により支出した現金及び現金同等物	600
取得時に被取得会社が保有していた現金及び現金同等物	0
子会社の取得による支出	600

(4) 業績に与える影響

当社グループの要約四半期連結損益計算書には、取得日以降に株式会社メディカルパイロットから生じた売上収益及び四半期利益が、それぞれ34百万円及び△12百万円含まれています。

(5) 条件付取得対価

前連結会計年度以前に実施した企業結合により、条件付取得対価に係る負債を認識しています。条件付取得対価は、CHANGE UNTIL CHANGE MANAGEMENT SERVICES JOINT STOCK COMPANY（以下「CUCMS」という。）の企業結合により生じたものです。CUCMSの企業結合による条件付取得対価は、2019年10月にCUCMSを買収した際の株式譲渡人とのConditions Subsequent達成進捗に応じたものであり、そこには薬局事業のライセンスの取得や株式譲渡人からの土地譲受手続の完了等が含まれます。これにより最大で870億ベトナムドンを支払う可能性があります。

条件付取得対価の公正価値は、契約相手に支払う可能性がある金額について、その発生可能性を加味した現在価値で算定しています。

条件付取得対価の公正価値ヒエラルキーのレベルは、レベル3です。条件付取得対価に係る負債の変動については注記「11. 金融商品の公正価値」に記載しています。

当第1四半期連結累計期間（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）

(1) 企業結合の概要

該当事項はありません。

(2) 条件付取得対価

前連結会計年度以前に実施した企業結合により、条件付取得対価に係る負債を認識しています。条件付取得対価は、CHANGE UNTIL CHANGE MANAGEMENT SERVICES JOINT STOCK COMPANY（以下「CUCMS」という。）の企業結合により生じたものです。CUCMSの企業結合による条件付取得対価は、2019年10月にCUCMSを買収した際の株式譲渡人とのConditions Subsequent達成進捗に応じたものであり、そこには薬局事業のライセンスの取得や株式譲渡人からの土地譲受手続の完了等が含まれます。これにより最大で870億ベトナムドンを支払う可能性があります。

条件付取得対価の公正価値は、契約相手に支払う可能性がある金額について、その発生可能性を加味した現在価値で算定しています。

条件付取得対価の公正価値ヒエラルキーのレベルは、レベル3です。条件付取得対価に係る負債の変動については注記「11. 金融商品の公正価値」に記載しています。

7. 資本及びその他の資本項目

授権株式数及び発行済株式総数の増減は以下のとおりです。

(単位：株)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)
授権株式数		
普通株式	991,200	991,200
A種種類株式	5,000	5,000
A2種種類株式	3,800	3,800
発行済株式総数		
普通株式		
4月1日現在	104,352	104,352
期中増減	—	—
6月30日現在	104,352	104,352
A種種類株式		
4月1日現在	5,000	5,000
期中増減	—	—
6月30日現在	5,000	5,000
A2種種類株式		
4月1日現在	3,800	3,800
期中増減	—	—
6月30日現在	3,800	3,800

A種種類株式及びA2種種類株式（以下「種類株式」という。）には議決権はなく、金銭を対価とする取得請求権及び金銭または普通株式を対価とする取得条項が付されています。

金銭を対価とする取得条項については、当社は、取得事由が生じた日以降であって取締役会が別に定める日をもって、種類株式の全部または一部を取得することができます。

普通株式を対価とする取得条項については、上場申請を行うことが取締役会において承認され、かつ、株式公開に係る主幹事証券から要請を受けた場合に、取締役会が別に定める日をもって種類株式の全部を取得し引き換えに種類株式1株について普通株式1株を交付することができます。種類株式は、株式に基づく報酬として会計処理されています。

8. 配当金

該当事項はありません。

9. 売上収益

主たる地域市場による収益の分解と報告セグメントとの関連は以下のとおりです。

前第1四半期連結累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント		その他	合計
	医療機関支援	訪問看護		
地域別				
日本	1,645	3,189	265	5,098
アジア	64	-	-	64
合計	1,708	3,189	265	5,162

当第1四半期連結累計期間（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント		その他	合計
	医療機関支援	訪問看護		
地域別				
日本	5,028	4,859	51	9,938
アジア	39	-	-	39
合計	5,067	4,859	51	9,977

顧客との契約及びその他の源泉から認識した収益は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	前第1四半期連結累計期間 （自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）	当第1四半期連結累計期間 （自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）
顧客との契約から認識した収益	5,162	9,977
投資不動産のオペレーティング・リースに係るリース収益	74	71
実効金利法を用いて計算した金利収益	69	39
償却原価で測定する金融資産の認識の中止により生じた利得	51	49
合計	5,356	10,136

10. 1株当たり利益

(1) 基本的1株当たり四半期利益の算定上の基礎

	前第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)
親会社の所有者に帰属する四半期利益 (百万円)	317	913
加重平均普通株式数 (株)	20,870,400	20,870,400
基本的1株当たり四半期利益 (円)	15.19	43.75

(2) 希薄化後1株当たり四半期利益の算定上の基礎

	前第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)
基本的1株当たり四半期利益の計算に使用する四半期利益 (百万円)	317	913
四半期利益調整額 (百万円)	-	-
希薄化後1株当たり四半期利益の計算に使用する四半期利益 (百万円)	317	913
加重平均普通株式数 (株)	20,870,400	20,870,400
普通株式増加数	-	-
希薄化後の加重平均普通株式数 (株)	20,870,400	20,870,400
希薄化後1株当たり四半期利益 (円)	15.19	43.75

(注) 当社は2023年4月13日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して基本的1株当たり四半期利益及び希薄化後1株当たり四半期利益を算定しています。

11. 金融商品の公正価値

(1) 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりです。

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務)

現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務のうち、リース債権を除くものは短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっており、開示を省略しています。

現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務は償却原価で測定しています。ただし、その内リース債権はIFRS第16号に従い測定しています。

リース債権の公正価値については、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値に基づいて算定しています。

(その他の金融資産、その他の金融負債)

上場株式の公正価値については、期末日の市場価格によって算定しています。

非上場株式の公正価値については、類似会社のEBITDAに基づく評価技法または純資産価値に基づく評価技法等により算定しています。

その他の金融負債（条件付対価）については、土地使用権の移転手続完了等により将来追加で支払いが発生する金額をもとに公正価値を見積っており、レベル3に分類しています。

(借入金)

短期借入金は、短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、開示を省略しています。

(2) 償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)		当第1四半期連結累計期間 (2022年6月30日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定する金融資産				
リース債権	448	448	410	410
合計	448	448	410	410

(3) 公正価値で測定する金融商品

公正価値で測定する金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しています。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格（無調整）

レベル2：レベル1以外の、観察可能なインプットを直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：重大な観察可能でないインプットを含む評価技法から算出された公正価値

① 公正価値ヒエラルキー

公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーは以下のとおりです。

前連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
株式	2,885	—	—	2,885
出資金	—	—	0	0
合計	2,885	—	0	2,885
負債：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
その他の金融負債				
条件付取得対価	—	—	376	376
合計	—	—	376	376

当第1四半期連結累計期間（2022年6月30日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
株式	2,999	—	—	2,999
出資金	—	—	0	0
合計	2,999	—	0	2,999
負債：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
その他の金融負債				
条件付取得対価	—	—	440	440
合計	—	—	440	440

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、各年度の期首時点で発生したものとして認識しています。前連結会計年度及び当第1四半期連結累計期間において、レベル1とレベル2の間の重要な振替は行われていません。

② 評価プロセス

レベル3に分類された金融商品に係る公正価値の測定は四半期ごとにグループ会計方針に準拠し、選定した同業他社かつ上場会社の「企業価値/EBITDA（倍）」を当該会社のEBITDAに乗じて算定された企業価値から算出され、上位者に報告され承認を受けています。

③ レベル3に分類された金融商品に関する定量的情報

感応度分析

重要な観察可能でないインプットのうち、EBITDA倍率が上昇（低下）した場合は、株式の公正価値は増加（減少）します。

レベル3に分類された金融資産について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の変動は見込まれていません。

④ レベル3に分類された金融商品の期首残高から期末残高への調整表

レベル3に分類された金融商品の当期首から当期末までの変動は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	
	その他の金融資産	その他の金融負債 (注) 3	その他の金融資産	その他の金融負債 (注) 3
期首残高	349	399	0	376
レベル1への振替	—	—	—	—
利得及び損失合計				
純損益(注) 1	—	—	—	—
その他の包括利益(注) 2	—	—	—	—
購入(発行)	—	—	—	—
売却(決済)	—	—	—	—
その他	—	△3	—	64
期末残高	349	396	0	440
報告期間末に保有している資産及び負債について純損益に計上された当期の未実現損益の変動(注) 1	—	—	—	—

(注) 1. 要約四半期連結損益計算書の「金融収益」及び「金融費用」に含まれています。

2. 要約四半期連結包括利益計算書の「公正価値で測定する金融資産の公正価値の純変動」に含まれています。

3. その他の金融負債は条件付取得対価です。

12. 関連当事者

関連当事者との取引

前第1四半期連結累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）

（単位：百万円）

種類	名称	関連当事者関係の内容	取引金額	未決済金額
親会社	エムスリー株式会社	資金の返済（注）1	1	14,375
		購入診療債権二次譲渡に対する被保証（注）2	2,993	2,993
		資金の回収	-	-
		業務受託料の受取	-	-
		利息の支払	18	-

（注）1. 資金の融通は日々行われており、取引金額は前連結会計年度末時点との差引き金額を表しています。

2. 二次譲渡した購入診療債権の回収・支払業務等に関する履行保証です。

当第1四半期連結累計期間（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）

（単位：百万円）

種類	名称	関連当事者関係の内容	取引金額	未決済金額
親会社	エムスリー株式会社	資金の借入（注）1	748	11,432
		購入診療債権二次譲渡に対する被保証（注）2	2,822	2,822
		資金の回収（注）3	1,067	631
		業務受託料の受取	321	439
		利息の支払	15	-

（注）1. 資金の融通は日々行われており、取引金額は前連結会計年度末時点との差引き金額を表しています。

2. 二次譲渡した購入診療債権の回収・支払業務等に関する履行保証です。

3. 資金の回収を委託しています。

13. 後発事象

(ストックオプションの発行)

当社は、2022年6月1日開催の臨時株主総会において当社グループ役職員等に対し、ストックオプションとしての新株予約権を有償で発行することを決議し、2022年7月26日開催の取締役会において募集事項等の詳細を決議しました。

取締役会の決議年月日	2022年7月26日
ストックオプションとしての新株予約権を発行する理由	当社グループの企業価値を高めるために、業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とし、当社グループの役職員等に対して、有償にて新株予約権を発行するもの
付与対象者の区分及び人数(名)	当社グループ役職員等 合計29
新株予約権の数(個)	2,988
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,988[597,600](注) 3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	273,008[1,366](注) 3
新株予約権の行使期間	自 2022年8月22日 至 2032年8月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注) 2	発行価格 281,198[1,406] 資本組入額 140,599[703](注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

※新株予約権付与時点(2022年8月22日)における内容を記載しています。なお、新株予約権付与時点から提出日の前月末現在(2023年4月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については新株予約権付与時点における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役員、従業員、社外協力者その他これに準じる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは当社が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は原則認めないものとする。ただし、新株予約権者が2025年3月期の決算承認の株主総会日以降に死亡した場合、その相続人のうち1名は、本新株予約権の未行使分につき全部を単独で相続する場合に限り、本新株予約権を承継できるものとし、上記①の規定にかかわらず、本新株予約権を単独で相続したことを証明する書面として会社が指定する書面(除籍謄本、遺産分割協議書、相続人全員の同意書等)を本新株予約権の行使請求書に添付することを条件として、新株予約権者の死亡の日から起算して1年を経過する日と行使期間の満了日のいずれか早い日の到来までの間に限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた本新株予約権を一括してのみ行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥ その他に、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定める(a)業績条件、及び(b)株価条件により新株予約権の行使は制限される。(a)業績条件として、新株予約権者は2023年3月期から2025年3月期の、当社の連結売上収益及び連結EBITDA(当社連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書における減価償却費及び償却費を加算した額)の累計がそれぞれ「新株予約権割当契約書」に定められた目標水準を満たした場合に限り、新株予約権を行使することができることを定めている。また、(b)株価条件として、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて、行使価格を下回る価格を対価として当社普通株式または新株予約権が、発行または取引された場合には、残存するすべての新株予約権を行使することができないことを定めている。

2. 発行価格は、行使時の払込金額273,008円と付与日における払込金額8,190円を合算しています。

3. 2023年3月29日開催の取締役会決議により、2023年4月13日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っています。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

(種類株式の取得及び消却並びに普通株式の交付)

当社は、2022年10月31日開催の取締役会にて、当社が発行し当社が自己株式として保有するものを除くA種種類株式のすべて、及びA2種種類株式のすべてを2022年11月17日付で取得の上消却し、取得する各種種類株式と引換えにA種種類株式1株につき普通株式1株、A2種種類株式1株につき普通株式1株を交付する旨を決議しました。

また、2022年11月18日に、当社が自己株式として保有するA種種類株式のすべて、及びA2種種類株式のすべてを普通株式に変更する旨を種類株主総会で決議しました。

以上により、2022年11月18日に発行済株式総数は113,152株となりました。

(借入金の借換え)

当社は、親会社からの借入金の解消を目的として金融機関との金銭消費貸借契約を締結し、長期借入金の借入を行いました。また、2023年5月9日付で、既存の金銭消費貸借契約に基づく親会社からの借入金の返済を行いました。

新たに締結した金銭消費貸借契約の主な内容は、以下のとおりです。

(1) 借入先

株式会社三菱UFJ銀行、株式会社日本政策投資銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行

(2) 借入金総額 20,000百万円

(3) 借入実行日 2023年5月9日

(4) 返済期限 2033年5月9日

(5) 借入金利 基準金利にスプレッドを加算した利率

(6) 主な借入人の義務

以下の財務制限条項を同時に遵守することです。

- ① 各連結会計年度末の連結財政状態計算書における資本合計の金額を、直前の連結会計年度末日又は2023年3月期末日の連結財政状態計算書における資本合計の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持すること
- ② 各連結会計年度の連結損益計算書上の営業損益に関して、2連結会計年度連続して営業損失を計上しないこと

(株式分割)

当社は2023年3月29日開催の取締役会の決議に基づき、2023年4月13日付で株式分割を実施しました。

(1) 株式分割の目的

株式分割により、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることで、投資家や当社グループ社員等が投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大と市場流動性の向上を目的としています。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2023年4月13日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき200株の割合をもって分割しました。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数：113,152株

株式分割により増加する株式数：22,517,248株

株式分割後の発行済株式総数：22,630,400株

株式分割後の発行可能株式総数：90,000,000株

③ 分割日程

基準日公告日：2023年3月29日

基準日：2023年4月13日

効力発生日：2023年4月13日

④その他

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。なお、注記「10.1株当たり利益」は当社の株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算出しています。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年5月12日

株式会社シーユーシー

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

DocuSigned by:

久保田 正崇

7199A40671244E5...

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

DocuSigned by:

光廣 成史

71F56D4B6C73448...

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社シーユーシーの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、株式会社シーユーシー及び連結子会社の2022年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき要約四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約四半期連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結

論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において要約四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 要約四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上